

第4回 熊本市教育行政審議会 次第

令和8年（2026年）6月1日（月）9：30～12：30

熊本市教育センター4階 大研修室

1 開 会

2 前回の審議のまとめ

3 論点等に関する意見交換

(1) 児童生徒への対応に関すること

(2) 保護者への対応に関すること

(3) その他

4 報 告

答申の進捗管理について

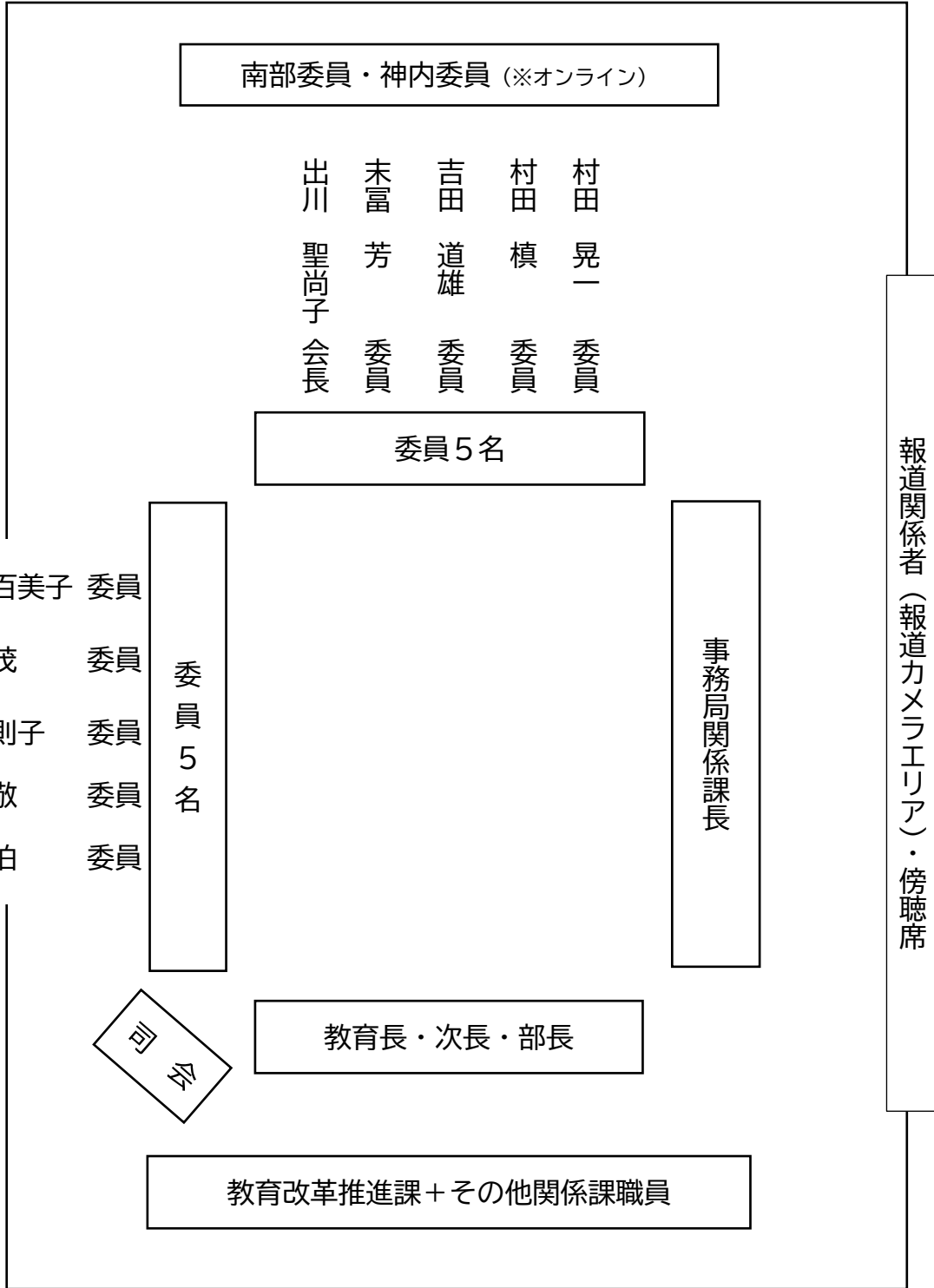
5 諸 連 絡

6 閉 会

第4回熊本市教育行政審議会座席表

日時：令和8年（2026年）6月1日（月）9：30～

場所：熊本市教育センター 4階 大研修室



熊本市教育行政審議会委員

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・社会福祉学部長
2	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
3	学識経験者	未富 芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	神内 聡	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 弁護士
5	学識経験者	吉田 道雄	熊本大学名誉教授 熊本市いじめ防止等対策委員
6	地方教育行政関係者	村田 楨	熊本市教育委員
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	江崎 百美子	臨床心理士 スクールカウンセラー
9	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト 星槎大学客員教授
10	保護者	西村 則子	保護者
11	教職員	打出 敬	熊本市立北部中学校長
12	教職員	西 崇伯	熊本市立高橋小学校長

【委員の任期】令和7年(2025年)7月1日～令和9年(2027年)3月31日

11・12に関しては令和7年(2025年)8月1日～令和9年(2027年)3月31日

第4回 熊本市教育行政審議会資料

令和8年（2026年）6月1日（月）
熊本市教育委員会事務局

1

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

2 論点等に関する意見交換

（1）児童生徒への対応に関すること

（2）保護者への対応に関すること

（3）その他

3 報告

相談窓口の一元化について・カメラの設置について

4 今後のスケジュール

【協議資料】

これまでの審議のまとめ

【参考資料】

1 南部委員からの追加意見

2 吉田委員からの追加意見

3 村田楨委員からの追加意見

2

熊本市教育行政審議会における6つの論点

(1) いじめへの対応について

(2) いじめの調査について

(3) いじめの定義について

(4) 第三者委員会について

(5) 熊本市いじめ防止等基本方針について

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

3

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(3) いじめの定義について

①いじめの認定基準（定義）や制度を見直したり、重大事態の指針を示したりする必要があるのではないか

前回の審議会での意見の要約

【定義や制度の見直し】

- ・ 現行法では、本人が不快・苦痛を感じたと申告すれば「いじめ」認定となる。（学校や教員等の主観は含まない）
- ・ 現行制度の枠組みだけでは現場の実態に合わず、制度全体の再検討が必要である。

【重大事態の指針】

- ・ 法律では明確でない一方、国のガイドラインが踏み込んでいる。
- ・ こども本人ではなく保護者の訴えが重大事態への認定を主導する形で進むことが多いので、こどもの意思を確認し、最優先していく必要がある。

4

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(3) いじめの定義について

②いじめの行為を整理し、「冷やかし」「からかい」などの具体的な分類とそれに対する対応指針を明確にする必要があるのではないか

前回の審議会での意見の要約

【いじめ行為の整理と分類】

- ・いじめ行為が広く定義されているため「日常的に起こりがちな行為」も認定対象となるが、学校や保護者は線引きが難しい。
- ・教育委員会がいじめ行為について、その事象、原因、経過等の情報を収集・整理し、基本計画に付表として付けるとよい。また、その付表は図式化してまとめてもよいし、都度更新していくとなお良い。

【対応指針に対する意見】

- ・冷やかし・からかいなど、具体的行為の分類とその対応レベル（深刻度）を明確にする必要がある。ただし、行為そのものに軽重を付けるべきではない。
- ・対応の成功事例や失敗事例も基本計画に付表として付けるとよい。

5

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(3) いじめの定義について

③学校も保護者も、法の文言の解釈や理解に苦勞しているのではないか

前回の審議会での意見の要約

【法の解釈や理解について】

- ・いじめの定義の広さが保護者の誤解や過度な要求を生んでいるのではないかと。
- ・法的定義、重大事態の扱い、被害者の申告の重みについては学校での判断が難しく、疲弊の一因となっているのではないかと。

【これからの対応について】

- ・法律、ガイドラインの文言を、学校や保護者にわかりやすく伝える必要がある。
- ・いじめの見立ての初期段階での確認項目（チェックポイント）を整備することで解釈や理解に差が出ないようにするとよいのではないかと。

6

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(4) 第三者委員会について

①委員も訴訟のリスクや懲戒請求の対象になっていて、精神的・身体的負担が大きいのではないか

前回の審議会での意見の要約

【リスク・負担の現状】

- ・第三者委員会の委員は、調査内容や判断が不服とされた場合、訴訟の対象や懲戒請求の対象となるリスクが大きい。
- ・いじめ事案は感情対立が激しく、被害者側・加害者側双方から強い批判が寄せられるため、精神的ストレスが大きい。
- ・調査は長期に及ぶことも多く、身体的・時間的負担も大きい。

【対応】

- ・リスクと負担に見合う制度設計にすることが必要である。

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(4) 第三者委員会について

②委員の報酬が、活動に対して見合った報酬になっていないのではないか

前回の審議会での意見の要約

【報酬の現状】

- ・求められる高度な専門性と負担（リスクの高さ）に比して、報酬は著しく低いと思われる。

【対応】

- ・条例に「医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認められた場合は、日額報酬にあたっては30,000円を超えない範囲で」という記述もあるので、第三者委員会の委員にも同等レベルの報酬体系を適用すべきではないか。

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(4) 第三者委員会について

③委員を選定する際、弁護士などの専門家の確保が困難である現状をどのようにすべきか

前回の審議会での意見の要約

【委員選定の現状】

- ・報酬に対するリスク、負担の大きさが確保を難しくしている。
- ・団体（弁護士会、医師会など）に選定を依頼する方法は、人材の幅が限られ、選出がより難しくなっていると思われる。
- ・弁護士業務には「利益相反の禁止」があり、事件に関係したことがあるだけで委員になれないケースが多く確保が難しい。

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(4) 第三者委員会について

③委員を選定する際、弁護士などの専門家の確保が困難である現状をどのようにすべきか

前回の審議会での意見の要約

【対応】

- ・報酬の見直し（医師基準など、専門性に応じた水準への引き上げ）をすべきである。
- ・いじめ重大事態の基準を整理し、重大事態としての件数自体を適正化し、第三者委員会の設置数を減らす必要がある。
- ・地元の大学でいじめについて研究している研究者やいじめ防止活動家のような方を教育委員会で事前にピックアップし、本人の了解を得たうえで「委員候補者名簿」を作成しておくとのよいのではないか。
- ・熊本市独自で「第三者委員会の委員としての資格基準」を設けておくこともよい。

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

④学校はいじめの対象児童生徒と関係児童生徒の両方に寄り添った対応をしたいが、両保護者がそのことに納得を示さない場合どのように対応すべきか

前回の審議会での意見の要約

【双方被害への対応】

- ・双方被害の申告がある場合は、2事案として並行対応し、それぞれに支援をする必要がある。

【保護者対応について】

- ・学校で話し合いの場を持つ際に、第三者的（中立的）立場の人に間に入ってもらうとよい。
- ・こどもの権利サポートセンター等外部専門機関と連携をし、対応していくとよい。

11

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

⑤欠席するための理由をいじめと主張された場合、どのように判断すべきか

前回の審議会での意見の要約

【判断の根拠】

- ・医師の診断書で確認する方法もある。
- ・第三者委員会を立ち上げる場合、その中でいじめとの因果関係を検証することもできる。
- ・いじめ防止対策推進法及びガイドラインがあるので、学校も教育委員会もそれに基づき対応すべきであり、訴えがあればそれを事実として受け止め対応しなければならない。

12

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

⑤欠席するための理由をいじめと主張された場合、どのように判断すべきか

前回の審議会での意見の要約

【保護者との連携】

・「なぜそのように主張をされるのか」について保護者のニーズを丁寧に聞き取ることが必要である。

また、「調査を行う目的」や「調査によって何を期待するのか」についてあらかじめ把握しておくことが望ましい。

・ルールや対応のガイドラインを作る際に、保護者や子ども自身にも明示して理解をしてもらっておくとよい。

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

⑥どのような基準で第三者委員会を立ち上げるべきか

前回の審議会での意見の要約

【基準】

・法に基づけば、被害者（保護者）から「これはいじめであり、重大事態である」という申告があったら、それはきちんと重大事態として第三者委員会を立ち上げ調査しなければならない。

・学校や設置者の初期対応の妥当性が争点となり、公正性への不信が強い場合や、当事者間で調査目的・評価を巡る認識の乖離が大きい場合には、被害者側は第三者委員会の設置を望まれる。その際、調査の目的や調査に何を期待するのかを事前に当事者から丁寧に聴取し、調査の限界などを説明・共有した上で設置すべきである。

1 第3回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

⑥どのような基準で第三者委員会を立ち上げるべきか

前回の審議会での意見の要約

【第三者委員会以外での対応】

- ・学校ADR（裁判外紛争手続）でこどもの意見聴取をしながら調停をしていくなど、こどもを孤立させないことで、第三者委員会を立ち上げなくても保護者にも安心感を与えるのではないか。
- ・いじめ重大事態のフロー図にこどもの権利サポートセンターを明確に位置付け、学校や保護者にも周知し、連携して対応することで、第三者委員会を立ち上げなくてもよくなるのではないか。

15

2 論点等に関する意見交換

(1) 児童生徒への対応に関すること

- ①いじめの対応レベルについて、スライド20のようなモデルを考えているがいかがか
- ②被害・加害児童生徒への学校からの働きかけの具体的な流れについてスライド21のように考えているがいかがか

16

2 論点等に関する意見交換

(2) 保護者への対応に関すること

- ① こども同士は話し合いで解決に向かっているが、保護者が納得せず複雑化した場合や保護者の学校への要求が過度になった場合などの対応を、学校はどこまですべきか、以下の点についてご意見を伺いたい
 - スクールロイヤーはどのようにかかわるべきか
 - 教育委員会以外の機関にどうつなぐべきか
 - つなげる（仲裁）関係機関にはどのようなものがあるか
- ② 保護者以外（友人や知人）が介入する場合の対応に対して意見をいただいているがこの内容で基本方針に記載してよろしいか

・対応マニュアルを作成すべきである。
(案) 知人の同席は不可
専門職の資格保有者（弁護士や福祉士など）は立ち会ってよい
親族の人数を制限する：（例）親権者に準ずるもの1名まで
※学校内の安全確保の視点から、授業時間内の立ち入りは保護者に
限るなど制限する必要もある。

17

2 論点等に関する意見交換

(3) その他

- ① 無視されている本人がいじめと認識していない場合でも、教職員から見ると無視をされていると感じた場合、いじめとして対応していいのか
- ② 第三者委員会に至る前に問題を解決できる機能をもった組織の有用性について意見がっており、その組織にこどもの権利サポートセンターがなり得るといった意見があっているが、こどもの権利サポートセンターの機能について具体的にどういったことをイメージされているのか伺いたい

18

2 論点等に関する意見交換

(3) その他

- ③ こどもの意見を基本方針の内容に反映させたいと考えているが、以下の点についてご意見を伺いたい
 - どのように聞き取りをした方がよいか
 - 聞き取り内容をどのように反映した方がよいか
 - どのような児童生徒から聞き取りをした方がよいか
 - 他自治体の好事例を紹介していただきたい
- ④ 基本方針の概要版（こども・保護者用）や動画を作成したいと考えているが、どのような概要版（動画）にした方がよろしいか

19

いじめの対応レベル別モデル

○強制的に介入するレベル（レッドゾーン）

- ・ 児童生徒間の関係に関わらず、警察が介入するような触法行為で著しい人権侵害が発生している。
- ・ 暴力行為等により被害児童生徒が教室に入れない状況。
- 加害児童を教室から離し、警察等をはじめとした関係機関と連携する。

○関係修復が必要なレベル（イエローゾーン）

- ・ 行為が児童生徒間に優劣のある関係性の中で発生している。
- ・ 被害児童生徒が不安を感じているが、教室に入って学校生活を送っている状況。
- 学校全体やスクールカウンセラー、スクールサポートが支援する。

○教育的配慮で見守るレベル（グリーンゾーン）

- ・ 法律上はいじめに該当する行為だが、児童生徒の対等な関係の中で発生している。
- ・ 被害児童生徒は日常の学校生活を送っている状況。
- 担任や学年職員を中心に対応する。

20

現行の基本方針では	記載したい内容（案）について
<p>第4章 いじめ防止等のための学校の取組</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>(3) いじめに対する措置</p> <p>④ いじめを行った児童生徒への対応</p>	
<p>ア いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を考え、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。</p> <p>イ いじめた児童生徒には、いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。</p> <p>ウ いじめた児童生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。</p>	<p>ア 学校はいじめた児童生徒に対して、当該児童生徒の人格の成長を考え、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。</p> <p>イ 学校はいじめた児童生徒に、いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。</p> <p>ウ 学校はいじめた児童生徒への対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。</p>

現行の基本方針では	記載したい内容（案）について
	<p>なお、対応の例として以下の方法が考えられる。</p> <p>a. 校長や教育委員会は被害児童生徒を守るため、必要と判断した場合に加害児童生徒を教室から離す（別室登校、出席停止など）。</p> <p>b. 学校は加害児童生徒の内省のために時間と場所を確保し、指導方針等を加害保護者に説明する。</p> <p>c. 指導にあたる教職員（管理職、生徒指導主事・主任、学年主任、担任等）は加害児童生徒の考えや気持ちを引き出すために対話する。</p> <p>d. 加害児童生徒は自分の考えや気持ちを整理するためにスクールサポーターやスクールカウンセラー等の面接を受ける。</p> <p>e. 加害児童生徒がいじめ行為以外の方法での周囲との接し方について学び、内省したことを文章や言葉で表現する。</p> <p>※別室登校等の加害児童生徒は上記b～eまでの対応が完了し、かつ、加害児童生徒と被害児童生徒の関係が修復された場合、教室復帰できる。</p>

3 報告（進捗管理について）

対応方針	担当課	進捗状況
1-1(1) 教育委員会内の相談窓口の一元化	総合支援課 教育政策課 教職員課	相談窓口一元化を目指した熊本市教育相談コールセンターが令和8年5月1日に報道公開の下スタートした。窓口担当となる学校教育コンシェルジュは、令和8年4月1日から総合支援課内に配置が完了している。受付時間は月～金9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）。保護者、事務局内、学校にも本センターの周知が完了している。開設以降、保護者、学校、匿名の市民などからのいじめ、不登校、暴力行為、心身の健康、友人関係の悩みなどに対応している。

※ 開所式の様子



23

3 報告（進捗管理について）

対応方針	担当課	進捗状況
1-1(3) 音声記録・動画記録等による客観性の担保	教育政策課 教職員課 総合支援課 健康教育課 人権教育指導室	アンケートを実施し、集計および結果資料を取りまとめ、2月の教育委員会会議で報告。アンケート結果を見ると、「必要・賛成」とする意見が「不要・反対」を上回った一方で、プライバシーへの配慮等を理由とした反対意見も一定数ある。関係課と連携し、防犯効果とプライバシー保護の両立を意識した設置場所や運用方法について、今後、具体的な検討を進めていく必要がある。 また、アンケート内容を補完するために子どもに意見を聞く予定である。その機会の一つとして7月30日に実施する「熊本市中学生による子ども議会」での協議を検討している。

※ その他の対応方針についても担当課で対応中

24

4 今年度のスケジュール

熊本市教育行政審議会（令和8年度）			
令和8年	6月1日	第4回	前回のまとめ、論点に関する意見交換
	7月又は 8月予定	第5回	答申案検討
	10月又は 11月予定	第6回	答申案検討
	10月又は 11月予定	第7回	答申案検討
令和9年	1月予定	手交式	答申手交式
	3月		教育委員会会議で議決

これまでの審議のまとめ

1 いじめへの対応について

(1) いじめの根絶は難しいので、予防だけでなく、早期発見、早期介入が必要ではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・長期休業前後はリスクが上昇するので、事前の備えをする。
- ・記録の徹底をする。録音する場合は取り扱いのルール化も必要である。
- ・初期対応をルール化する。
- ・一人で抱え込まず、管理職や専門家、教育委員会等と情報共有する。
- ・教師には優先すべき業務もあるので、児童の申告だけでなく紛失物にも着目して対応する。

(2) 生徒指導の経験が浅い先生が増えてきているので、学校全体の対応力を向上させる手立てが必要ではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・管理職の積極的関与が必要。関与のタイミングを明確化する。
- ・管理職の保護者対応トレーニング研修が必要である。
- ・ロールプレイ研修を実施し、問いの深掘り練習をする。
- ・生徒指導対応マニュアルを整備する。

(3) 教師がいじめの対応に追われ、他の児童生徒への教育の機会が減少しているのではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・チームで対応し、役割を分担する。
- ・保護者対応は勤務時間内に、原則30分（最大1時間）とする。
- ・いじめにも程度の差があるので、優先順位をつけて対応する。

(4) 加害者・被害者双方への教育的介入（支援）の具体策が必要ではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・加害児童生徒の保護者へも早期に情報共有をする。
- ・被害児童生徒の安心・安全についてはあらゆる手段を用いて確保する。
- ・聞き取り後のケア体制を構築する。

(5) 被害者の保護者が過剰に反応し、学校側が疲弊し対応困難になっているので、外部機関との連携が必要ではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・カスハラ対応ルールを作成する。
- ・熊本市いじめ対応のガイドラインを作成し、事前に保護者・こどもに明示する。
- ・外部機関との連携を進める。

2 いじめの調査について

(1) 現在の日本のしくみは調査偏重であるため、今後は被害者支援や加害者への介入に重きをおくべきではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・聴取は事実確認のための最小限にとどめる。
- ・カメラを計画的に配備する。
- ・従来の教育的対応（被害者や加害者への支援や介入）については合理的な意味がある。

(2) 調査方法、調査内容、どこまで調査すべきかなどを見直し、教師の負担を軽減すべきではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・こどもの権利サポートセンター等専門機関との役割分担をする。
- ・防犯カメラを設置するとよい。
- ・調査内容の重複聴取はしないよう、関係者で情報共有をする。

(3) 学校が調査をすることで第三者ではなく当事者として介入したと見られ、中立の立場として見られなくなるのではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・中立性を保つため、学校外の公的施設で聴取を行う。
- ・聴取をするときには学校や教育委員会以外の第三者等が必ず立ち合う。

3 いじめの定義について

(1) いじめの認定基準（定義）や制度を見直したり、重大事態の指針を示したりする必要があるのではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・現行制度の枠組みだけでは実態に合わないので再検討が必要である。
- ・重大事態の認定は保護者の訴えではなく、こどもの意思を確認する。

(2) いじめの行為を整理し、「冷やかし」「からかい」などの具体的な分類とそれに対する対応指針を明確にする必要があるのではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・いじめ行為について、学校や保護者は線引きが難しいので教育委員会が整理する。
- ・冷やかし・からかいなど、具体的行為の分類とその対応レベルを明確にする。

(3) 学校も保護者も、法の文言の解釈や理解に苦勞しているのではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・いじめの定義の広さが保護者の誤解や過度な要求を生んでいる。
- ・法律、ガイドラインの文言を、学校や保護者にわかりやすく伝える。
- ・いじめの見立ての確認項目を整備する。

4 第三者委員会について

(1) 委員も訴訟のリスクや懲戒請求の対象になっていて、精神的・身体的負担が大きいのではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・第三者委員会の委員は訴訟リスクや、精神的ストレス、身体的・時間的負担も大きい。
- ・リスクと負担に見合う制度設計にすることが必要である。

(2) 委員の報酬が、活動に対して見合った報酬になっていないのではないか

【審議会で出た主な意見】

- ・求められる高度な専門性と負担に比して、報酬は著しく低い。

(3) 委員を選定する際、弁護士などの専門家の確保が困難である現状をどのようにすべきか

【審議会で出た主な意見】

- ・いじめ重大事態の基準を整理し、第三者委員会の設置数を減らす。
- ・教育委員会で事前に本人の了解を得たうえで「委員候補者名簿」を作成しておく。
- ・熊本市独自で「第三者委員会の委員としての資格基準」を設けておく。

5 熊本市いじめ防止等基本方針について

- (1) 文言がわかりにくいので、概要版やこども版の作成をする必要があるのではないかな
- (2) 主語・責任主体を明確にして記述する必要があるのではないかな
- (3) 基本方針は出したのちも、研修プログラムや研修動画を作成する必要があるのではないかな
- (4) 現実に即した運用・持続可能な制度設計をする必要があるのではないかな
- (5) 基本方針の作成をする際、こどもの声も反映させる必要があるのではないかな

6 事務局から追加で審議していただきたい論点

- (1) いじめについて学校はどこまで対応すべきか
 - ①勤務時間外の対応について
 - ②警察等外部機関が関わる事案について
 - ③SNS利用によるいじめへの対応について

【審議会で出た主な意見】

- ①時間で切ることは大事（教育委員会からガイドラインを出す）。
- ②学校の権限を限定し、警察への被害届の提出後は、対応先を学校から教育委員会へ移す。
- ③学校に起因するものとそうではないものに分けて対応する。

- (2) 学校は保護者以外の児童生徒の関係者にどこまで対応すべきか（祖父母、保護者の知人等）

【審議会で出た主な意見】

- ・対応マニュアルを作成する。

- (3) 当事者双方が被害を主張した場合どのように対応すべきか
第三者委員会の調査が必要な場合はそれぞれに立ち上げて対応する必要があるのか

【審議会で出た主な意見】

- ・法律的には当事者が同じでも別個のいじめとして扱う。

(4) 学校はいじめの対象児童生徒と関係児童生徒の両方に寄り添った対応をしたいが、両保護者がそのことに納得を示さない場合どのように対応すべきか

【審議会で出た主な意見】

- ・話し合いの場に、第三者的立場の人に間に入ってもらう。
- ・こどもの権利サポートセンター等外部専門機関と連携し対応する。

(5) 欠席するための理由をいじめと主張された場合、どのように判断すべきか

【審議会で出た主な意見】

- ・第三者委員会でいじめとの因果関係を検証する。
- ・保護者のニーズを丁寧に聞き取ることが必要である。

(6) どのような基準で第三者委員会を立ち上げるべきか

【審議会で出た主な意見】

- ・調査の目的や調査に何を期待するのかを事前に当事者から丁寧に聴取し、調査の限界などを説明・共有した上で設置する。
- ・学校ADRやこどもの権利サポートセンター等関係機関と連携することで第三者委員会を立ち上げなくてもよい体制を作る。

熊本市教育行政審議会 第3回会議に対する補足意見¹

日本体育大学 南部 さおり

【事例3】(参考資料3)について

○「欠席するための理由をいじめと主張された場合の判断」

いわゆる「後付けいじめ」には、多くの教職員が苦慮している実情があります。

しかしながら、被害側が「これまで欠席していたのはいじめが原因である」と主張してきた以上は、それを疑うことは現実的には困難です。したがってそこでは、「なぜ保護者はこれまでの欠席事由がいじめにあると学校側に認めさせたいのか」という、保護者側のニーズを丁寧に聞き取ることが必要となるのではないのでしょうか。「2号重大事態」としての調査を希望するということであるのか、被害者側に落ち度のない欠席であるとして学習支援を要請するのか、関係生徒らに対する懲罰的対応(別室指導等)を希望するのかなど、被害児童(保護者)のニーズによって、学校側の対応は異なってくるように思われます。

(1) いじめ調査を希望する場合

本件において「年間30日以上欠席」が累積され、それらの原因がすべていじめによるもので「いじめ重大事態としての調査対象になる」と被害側が主張したとすれば、学校側が「重大事態ではない」と判断し、調査に着手しないというわけにはいかなくなります。しかし一般論としては、この段階で学校側が改めてクラス内でのアンケート調査や関係者からの聞き取りなどを実施したとしても、新たな事実が発見される可能性がほとんどなく、調査のメリットが見いだせない場合もあり得ます。またそれどころか、当事者間のいざこざについて周囲から「どっちもどっち」「先にやったのはあっち」などと見なされていたような場合、片方の当事者がいじめを主張して調査が開始されることに多くの児童生徒が不満を抱き、かえって被害とされる児童がクラスで孤立することもあり得ます。そして、そのような場合には、実は調査を強く希望するのは保護者のみであって、被害とされる児童本人はそれを望んでいないのかもしれない。

したがって、このような場合には、学校側が「とにかく基本指針に従って、形だけでも調査を行う」としても、誰も満足できない結果に終わる可能性が極めて高く、現実的ではありません。

¹ 第3回会議で発言できなかった以下の諸点について、思いつくままに書き連ねます。勉強不足の点多々あるため、荒唐無稽な内容も含まれるかもしれません。認識の齟齬や問題点がございましたら、遠慮なく御指摘いただけますと幸いです。

文科省ガイドラインには、「重大事態調査を実施する目的については、当該重大事態に関わる学校関係者、教育委員会等の学校の設置者、調査に携わる専門家や第三者及び関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組むことが何よりも重要」だとされていることから、上記のような事態において保護者が調査を強く希望する場合には、保護者に対し、「調査を行う目的は何であるか」「調査によって何をどこまで明らかにすることを期待しているか」について、予め調査主体が聴取・把握しておくことが望ましいものと思われれます。ただし、このような質問をすること自体、学校側による被害者への不当な圧迫（権利侵害）行為であると見なされる可能性もあるため、これらの内容は学校以外の第三者（教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど）による面談で明らかにされる必要があるかもしれません。いずれにせよ、調査に対する被害者側のニーズが明らかでなければ、調査の目標を立てることができず、調査自体の実効性も見込めないのではないかと思います。

(2) その他の場合

本件において、少なくとも生徒 B、C に対しては、「今回の事態の重大性」について、大人たちがしっかりと理解させる必要があると思います。「故意にしたつもりはない」とはいえ、生徒 A は生徒 B、C による「こそこそ話」「にらむ」「噂話」「他の友達との会話の邪魔」「無視」「溜息」などの具体的な態度を指摘し、それをもって「欠席を余儀なくされている」旨主張しているのですから、生徒 A から誤解されるような言動を一切慎む（できれば「距離を置く」）ことへの理解をしっかりと得ておく必要があります、それなしには本件の解決はないということを当事者間で理解し、共有する必要があります。

事例 3 の説明において、生徒 B、C の保護者は「嫌だと思ったらなんでもいじめになるじゃないですか」と発言していますが、特定の人物に対して複数生徒が「こそこそ話」「にらむ」「噂話」「他の友達との会話の邪魔」「無視」「溜息」などをしたのであれば、それらは対象者の居場所を奪う（存在を排除する）ことを目的として行われているものととらえられても仕方がない行為であり、明確な他者への侵害行為となり得るということを、児童・保護者ともにしっかりと理解させる必要があります。

本来、教師などの大人によって「加害行為」として認知された場合、加害とされた生徒には、それを必ず「失敗体験」として学習させ、今後の行動を改めるよう自ら律する態度を身につけるための契機とすべきものです。具体的な加害行為として問題化したにもかかわらず、保護者がわが子を庇おうとして、それらの行為を否定したり、取るに足らない軽微なものを見なしたり、被害者を非難するなど、子どもの行為を正当化する行動に出しまうと、子どもから反省の機会を奪うことになり、結果としてわが子に自己正当化と他罰的態度のみを身に着けさせることになりかねません。

そもそも、被害者にとって「自分がいじめにあっている」ということを認めることはとてもつらいことで、口に出しづらいことです。しかしながら、いったん自分に向けられた

悪意をはっきりと意識すると、悪意を感じ取った相手を嫌でも意識するようになり、その相手から発せられるネガティブなメッセージにどんどん追い詰められ、憔悴するようになります。そのため、多くの場合いじめは、我慢しきれない状態にまで追い詰められてはじめて、大人の知るところになるのであって、「嫌だと思ったらなんでもいじめになる」というものではないのです。

なお、生徒 B、C は「生徒 A も同じようなことをしている」と訴えており、それを保護者も指摘し、不満を表明していますが、そもそも生徒 A が生徒 B、C の態度に悪意を感じ取っていたのであれば、A は当然「生徒 B、C が自分を排除しようとしている」と認識することになります。そのような状況にあって、A の側に友好的な態度を求めるのは酷なことです。

なお、最近の裁判例に、県立高校の生徒（亡 A）が、同級生 B からスマホに送信された悪口や脅しのメッセージを苦にして自殺したために遺族が県を訴え、対する県側が「亡 A も B の悪口などを送信しており、双方向性のある『けんか』なので『いじめ』ではない」と主張した事案²があります。これに対して裁判所は、亡 A と B とのトラブルに双方向性を有するものがあるとしても、そのことから B の行為が亡 A に対する「いじめ」に当たらないと即断することは許されないとし、亡 A の立場に立って「いじめ」かどうかを検討していなかったなど、「いじめ」該当性の判断やいじめの対応に関して基本的な事項に反する点が多々あったとして、生徒に対する安全配慮義務違反が認められています。

【事例 4】（参考資料 4）について

○「第三者委員会の設置基準が必要ではないか」との点

議論が必要であると思います。

現行のいじめ重大事態調査においては、基本的に学校または設置者（教育委員会）が行うことになっていますが、一般的には、メディア等によって「学校側は自分たちの責任を隠蔽（矮小化）しようとして、調査では被害者に不利な結論を出しがちである」とのイメージが植え付けられています。そのため、「重大事態」とされるケースのほとんどが該当すると思いますが）学校側の初期対応の不備が問題視されるケースにおいて、被害側が第三者委員会の設置を望むことは必然的であろうと思います。しかしながら、本事案の問題意識に示されているように、現実的には第三者委員会の設置は非常にハードルが高いものです。

かねて重大事態調査においては、①被害を訴える者の利益保護に偏りすぎている、②被害者側の要因を扱うことがタブー視されている、③被害を訴えた側が納得するまで長い時間がかかる、とされており、その結果として、④調査には莫大な時間と費用を要する、と

² 令和 1(ネ)519 福岡高等裁判所令和 2 年 7 月 14 日判決。裁判所 HP。

の意見が出されています。

そのため、前述【事例3】の(1)で述べたように、まずは調査を希望する保護者に対し、「その目的は何であるか」「調査によって何をどこまで明らかにすることを期待しているか」について、利害関係の有していない第三者が丁寧に聴取した上で、「実際の調査でどこまで明らかにすることができるのか」の見通しや、「調査結果が必ずしも被害者側の望む効果をもたらすものではない」ということ（調査には限界があること）への理解を、あらかじめ得ることが必要ではないかと思えます。

例えば、調査の目的として、よく「被害者の尊厳を保持するために事実関係を明らかにし、被害者の心身の健康回復を図る」ことが挙げられますが、これは被害側の主観として、「加害者が全面的に悪く、被害者には何らの落ち度もない」との「お墨付き」が得られることによって、被害者がエンパワーメントされるとの見通しがあることが想定されます。そうであれば、本件のように、少しでも「被害者の側の問題点」が記された調査報告書が出された場合には、被害者は相当な抵抗感を示し、調査報告書のすべてを否定することになることは想像に難くありません。しかし、いじめ行為を含む詳細な事実関係を確認していく中で、被害を訴える側に対する反論（被害者側の要因）が出てくることは少なくないのであって、それらの事情をすべて排斥し、被害側に不利にならないよう解釈しなければならぬのであれば、中立公正性に欠ける不当な調査と言わざるを得ません。

また、被害を訴える保護者が、関係生徒に対して過度に懲罰的な対応を求めることや、学校管理職・関係教員の処分を求めることを企図している場合もあります。このような場合、教職員が双方の保護者間で板挟みの状態になって疲弊したり、教職員の士気に大きな影響を及ぼすような事態にもなりかねません。

調査報告を訴訟準備の一環とする例もあります。いうまでもなく、いじめ重大事態調査は訴訟とはその目的を異にしており、直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではありません。提出された証拠資料に対する異議申し立ての機会がなく、聴取内容に対する反対当事者からの反対尋問の機会がないことなどから、調査結果は裁判所の事実認定に代わるものとはなり得ません。しかしそうであっても、現実的に、調査報告書を根拠にして訴訟が提起されることは少なくないのであって、そのような経緯で提起された訴訟において、司法が調査報告書の認定と異なる判断を行なったとすれば（多くの事案でそのような判断が下されていますが）、やはり被害者側の苦痛は大きなものとなってしまいます³。

○委員の選定の困難さについて

調査委員を囑託するに際して、「学会／業界団体が推薦する、“偉い”先生でなければならない」と考えられているであろうことが、大きなネックになっていると思えます。「偉い

³ 通常、訴訟手続を受任する弁護士において十分に説明されるべき事項ではありますが、何もない状態から訴訟を提起するよりは、すでに第三者によるいじめ認定が行われている場合の方が、圧倒的にそのハードルが下がるであろうことは否めません。

（実績や名前の通った、権威のある）先生」を選ばなければならないのであれば、報酬が安すぎると言わざるを得ません。加えてそのような「偉い先生」を複数人集めた場合、委員会のための日程調整だけでも、かなり難しくなることがほとんどです。

加えて、無理をして「偉い先生」を何とか見つけ出して委員として囑託しても、「被害者にとって不当な人選である」として、被害側が調査への非協力を表明したり、再調査を求めるような事案も多く発生しています。

他方で、各大学（特に教育関連学部を擁する教育機関）にはいじめ問題について意欲的に勉強している若手の研究者が多く所属しており、そのような人材を活用する途があってもよいのではないかと思います。若手研究者にとっては、金銭的な報酬よりも生きた研究（委員として生の資料に当たること、当事者の話を聞く機会を得ること）の方が重視される可能性は高く、その機動力の高さから、いわゆる「偉い先生」よりもいい仕事をしてくれることが期待できます。若手であれば、委員としての実績はキャリア形成にも役立つはずで、言うまでもなく、十分にキャリアを積んだ「偉い先生」には、そのような動機付けはないか、あっても若手におけるほど大きくはありません。

また、いじめ防止活動家（NPO 法人やそれに類する団体の職員や構成員、いじめ問題に関する著者やジャーナリスト）などの中にも、十分な経歴を有しており、かつ調査委員に相応しい人材が多く埋もれているように思えます。第三者委員会の中に当事者の視点を持ち込み、多角的な議論をすることによって、バランスのよい、説得的な調査報告書ができ上がることが期待できます。当然、利益相反が起こる可能性については、慎重に判断する必要はありますが。

このように考えたのは、学校管理下における事案に関する複数の第三者調査（いじめに限らない）において、被害者側がこれらの立場にある個人を「委員として推薦」した際に、「大学教授じゃない」「弁護士や医師の資格を持っていない」などの理由で、教育委員会から却下されたという事案を複数耳にしたことがあるからです。

上記を踏まえ、地元の大学でいじめについて研究している研究者や上記のような活動家をピックアップし、本人の了解を得たうえで「委員候補者名簿」を作成しておくことも考えられます。

もちろん、「委員としての質の担保」ということも必要だとは思いますが、必ずしも、立派な肩書きが委員としての質を担保するものでもないと思います。加えて、「委員としての質」とは、AIのように「論理則に基づき、すべての証拠から必然的に帰結する事実を正確に認定する能力」のようなものでもないと思いますので、熊本市として独自に「委員としての資格基準」のようなものを設定してもよいのではないかと思います。

以上

2026/02/05

事務局から追加で審議を依頼された論点。

⑤欠席するための理由をいじめと主張された場合、どのように判断すべきか。

推進法があり、64ページにもなる文科省のガイドラインがありますから、学校も教育委員会もこれに基づいた対応をするしかありません。

つまりは、その訴えを事実として受け止め、直ちに学校で情報を共有し調査を開始しなければなりません。

その過程で、当該児童生徒や周りの児童生徒から情報を得ること、保護者とも連絡を取るなど、学校として可能な手続きを進めることになります。これらは、議論するまでもなくご承知のことと思います。ただ、学校が事実を知ろうとする様々なアクションを取ることと、それに関する詳細な記録を残しておくことが欠かせません。

また、保護者から本人との接触を拒まれた場合、学校としては、それ以上立ち入ることはできないでしょう。それでも、児童生徒の安全確保という学校の責務は維持されますから、当該児童生徒と接触する試みを継続するしかありません。その際に、児童生徒の心身に関する専門家を派遣するといった呼びかけなどはできるかもしれません。こうした場合でも詳細な記録を取っておくことが求められます。

すべてが「そんなことは言われなくてもわかっている」と思われることでしょう。

⑥どのような基準で第三者委員会を立ち上げるべきか。

これも推進法とガイドラインを基本にするとしか言いようがありません。とりわけ当事者が委員会の設置を強く求めるケースでは、基本的にはこれに応えることになるでしょう。その際に「設置の可否」についての基準があれば望ましいのですが、当事者が納得できるものを一律に設定することは極めて困難だと思われます。ただ、ある件では設置し、別のケースでは設置を見送るといった状況に見えないように、一定の基準を求め続けていく必要はあると思います。

【資料P8、（1）③いじめ対応の優先順位について】

優先順位を判断してゆく際には細心の配慮が必要だと思えます。当事者である子どもたちに理解してもらえたとしても、当事者の保護者にきちんと学校の意図が伝わらなかった場合、それが更なる不信感や理不尽な苦情に発展する可能性があります。以前のご意見にもありましたように、小さな事案であったはずのものが深刻な（と、保護者が捉える）事案に発展しかねないため、優先順位等の説明の際には言葉掛けや言葉選びに細心の注意を払い、また、小さなうちに保護者と情報共有しておくことが大切であると思えます。

先生方は日頃多様な問題と向き合っておられ、保護者への連絡や共有等が増えて仕事や心労が増えることは望んでおりませんが、問題が大きく膨れてしまった後に共有しようとしても、そこから先の円滑なコミュニケーションや信頼関係の構築はかなり難しく、なぜそのタイミングなのかという保護者の不信感は増すと思えますので、様々なリスクを考えた時にやはり初期対応の迅速な判断と共有が重要であると思えます。

【資料P23、（6）⑤欠席する理由がいじめであると主張された場合】

いじめ（あるいは子ども間のトラブル）があったことが発覚した時点で、すぐに事実関係を家庭に伝え、速やかに対応してゆくという姿勢を示すことが大切だと思えますが、事例の場合は後日、児童Aにも同じことをされているとのBやCの発言があるので、そのことについても発覚した時点で速やかにA保護者に報告するべきだと思えます。

A=被害者、BC=加害者と言う構図ありきでの『謝罪の会』として集まってもらうのではなく、なぜこのような事態になったのか、保護者自身にも考え話し合ってもらうための空間を作ることが必要だったのではないかと考えます。

保護者は学校に対して、調査も解決も相手への処罰も、自分たちのケアも要求する場合がありますが、学校側がすべきことと保護者がしなければならないことへの明確な線引きは、保護者にしっかりと理解していただくことが大切なのではないかと思えます。そのためにもルールや対応のガイドライン作りをする際には事前、課程、完成など、保護者や子どもたち自身に明示して理解してもらうべきだと考えます。